

社会福祉法人カメラア会 役員及び評議員等の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人カメラア会の役員及び評議員等の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 この規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

(理事会及び評議員会の出席)

第3条 理事長及び理事が理事会に出席したときは、報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

- ・専ら役員の職務に従事する者の場合・・・別表1による
- ・法人の職員を兼務する者の場合・・・無報酬(本規程第7条による)

2 評議員が評議員会に出席したときは、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

4 支給方法については、手渡しにて支払うものとする。

5 支給形態については、現金で支払うものとする。

(役員及び評議員の報酬)

第4条 理事長が理事会出席以外で法人及び施設の運営のために、その業務にあたった場合は、報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

- ・専ら理事長の職務に従事する者の場合・・・別表2のとおり
- ・法人の職員を兼務する者の場合・・・無報酬(本規程第7条による)

2 理事が理事会出席以外で法人及び施設の運営のために、理事長の命を受けてその業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

- ・専ら理事の職務に従事する者の場合・・・別表2のとおり
- ・法人の職員を兼務する者の場合・・・無報酬(本規程第7条による)

3 評議員が評議員会出席以外で法人及び施設の運営のために、理事長の命を受けてその業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

4 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

5 支給方法については、手渡しにて支払うものとする。

6 支給形態については、現金で支払うものとする。

(監事の報酬)

第5条 監事が理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。ただし、理事会に出席し、かつ同一日に開催された評議員会に出席したときは、評議員会に係る報酬及び実費弁償費を支払わないものとする。

- 2 監事が法人及び施設の指導検査への立会い及び運営状況を指導または監査の業務に当たった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。
- 3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。
- 4 支給方法については、手渡しにて支払うものとする。
- 5 支給形態については、現金で支払うものとする。

(出張旅費)

第6条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、別表3により報酬及び旅費等を支給することができる。

- 2 旅費は、実費を支給する。
- 3 業務遂行に必要な経費を、実費を原則として支給できる。
- 4 旅費は実情を考慮し、増額することができる。
- 5 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(適用除外)

第7条 法人の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。

(理事長の要請に基づく出席)

第8条 評議員選任・解任委員会の委員が理事長の要請により理事会及び評議員会に出席する場合は、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。ただし、理事会に出席し、かつ同一日に開催された評議員会に出席したときは、評議員に係る報酬及び実費弁償費を支払わないものとする。

(改正)

第9条 本規程を改正する必要がある場合には、理事会の議決を経なければならない。

付 則

- この規程は、平成20年3月21日より適用する
- この規程の変更は、平成29年6月16日から施行する。
- この規程の変更は、2019年6月22日から施行する。

別表 1

名 称	報 酬	実費弁償費
理事会出席報酬等	10,000円	実費
評議員会出席報酬等	10,000円	実費

※注1) 支払うことができる報酬及び実費弁償費は上記のとおりとする。

※注2) 実費弁償費について、上記に定める金額を上回る相当の理由がある場合は、その実費額とする。

別表 2

名 称	報 酬	実費弁償費
理事長業務報酬等	10,000円	実費
理事及び評議員業務報酬等	10,000円	実費
監事監査指導報酬等	10,000円	実費

※注1) 支払うことができる報酬及び実費弁償費は上記のとおりとする。

※注2) 実費弁償費について、上記に定める金額を上回る相当の理由がある場合は、その実費額とする。

別表 3

旅 費	宿泊費	報酬 (1日)	その他
実 費	10,000円	10,000円	実 費

※注1) 支払うことができる報酬及び実費弁償費は上記のとおりとする。

※注2) 実費弁償費について、上記に定める金額を上回る相当の理由がある場合は、その実費額とする。

※注3) 施設の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない